

新旧対照表

普通預金・貯蓄預金共通規定

新	旧
<p>5. (成年後見の届出)</p> <p>(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。<u>預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。</u></p> <p>(2)～(5) 略</p>	<p>5. (成年後見の届出)</p> <p>(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。</p> <p>(2)～(5) 略</p>
<p>10. (反社会的勢力との取引拒絶)</p> <p>この預金口座は、第 <u>12</u> 条第3項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第 <u>12</u> 条第3項第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当組合はこの預金口座の開設をお断りするものとします。</p>	<p>10. (反社会的勢力との取引拒絶)</p> <p>この預金口座は、第 <u>11</u> 条第3項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第 <u>11</u> 条第3項第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当組合はこの預金口座の開設をお断りするものとします。</p>

新旧対照表

総合口座規定新旧対照表

新	旧
<p>10. (成年後見人等の届出)</p> <p>(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。<u>預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。</u></p> <p style="text-align: center;">以下略</p>	<p>10. (成年後見人等の届出)</p> <p>(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。</p> <p style="text-align: center;">以下略</p>
<p>14. (反社会的勢力との取引拒絶)</p> <p>この預金口座は、第 16 条第 3 項第 1 号、第 2 号 A から F および第 3 号 A から E のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第 16 条第 3 項第 1 号、第 2 号 A から F または第 3 号 A から E の一にでも該当する場合には、当組合はこの預金口座の開設をお断りするものとします。</p>	<p>14. (反社会的勢力との取引拒絶)</p> <p>この預金口座は、第 15 条第 3 項第 1 号、第 2 号 A から F および第 3 号 A から E のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第 15 条第 3 項第 1 号、第 2 号 A から F または第 3 号 A から E の一にでも該当する場合には、当組合はこの預金口座の開設をお断りするものとします。</p>
<p>15. (取引の制限等)</p> <p>(1) 当組合は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めています。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。</p> <p>(2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当組合がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。</p> <p>(3) 前 2 項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法</p>	<p>(新設)</p>

新旧対照表

総合口座規定新旧対照表

新	旧
<p>令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当組合が認める場合、当組合は当該取引の制限を解除します。</p> <p>(4) 3年以上利用のない預金口座は、払戻し等の預金取引の一部を制限する場合があります。</p> <p>(5) 日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、当組合の求めに応じ適法な在留資格・在留期間を保持している旨を当組合所定の方法により届出るものとします。当該預金者が当組合に届出た在留期間が超過した場合、払戻し等の預金取引の一部を制限することができるものとします。</p>	
<p><u>16</u> . (解約等)</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>第13条</u>各項の事由があるときは、当組合はいつでも貸越を中止または貸越取引を解約できるものとします。</p> <p>(3)～(4) 略</p> <p>(5) 前<u>2項および</u>3項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、当組合は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。</p>	<p><u>15</u> . (解約等)</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>前々条</u>各項の事由があるときは、当組合はいつでも貸越を中止または貸越取引を解約できるものとします。</p> <p>(3)～(4) 略</p> <p>(5) <u>前3項</u>により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、当組合は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。</p>
<p><u>17</u> . (差引計算等)</p> <p><u>18</u> . (譲渡、質入れの禁止)</p> <p><u>19</u> . (保険事故発生時における預金者からの相殺)</p> <p><u>20</u> . (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</p> <p><u>21</u> . (休眠預金等代替金に関する取扱い)</p> <p><u>22</u> . (規定の変更)</p>	<p><u>16</u> . (差引計算等)</p> <p><u>17</u> . (譲渡、質入れの禁止)</p> <p><u>18</u> . (保険事故発生時における預金者からの相殺)</p> <p><u>19</u> . (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</p> <p><u>20</u> . (休眠預金等代替金に関する取扱い)</p> <p><u>21</u> . (規定の変更)</p>

新旧対照表

納税準備預金規定新旧対照表

新	旧
<p>9. (成年後見人等の届出)</p> <p>(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。<u>預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。</u></p>	<p>9. (成年後見人等の届出)</p> <p>(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。</p>
<p>13. (反社会的勢力との取引拒絶)</p> <p>この預金口座は、第 15 条第 3 項第 1 号、第 2 号 A から F および第 3 号 A から E のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第 15 条第 3 項第 1 号、第 2 号 A から F または第 3 号 A から E の一にでも該当する場合には、当組合はこの預金口座の開設をお断りするものとします。</p>	<p>13. (反社会的勢力との取引拒絶)</p> <p>この預金口座は、第 14 条第 3 項第 1 号、第 2 号 A から F および第 3 号 A から E のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第 14 条第 3 項第 1 号、第 2 号 A から F または第 3 号 A から E の一にでも該当する場合には、当組合はこの預金口座の開設をお断りするものとします。</p>
<p>14. (取引の制限等)</p> <p>(1) 当組合は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めています。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。</p> <p>(2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当組合がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。</p> <p>(3) 前 2 項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当組合が認める場合、当組合</p>	<p>(新設)</p>

新旧対照表

納税準備預金規定新旧対照表

新	旧
<p>は当該取引の制限を解除します。</p> <p>(4) 3年以上利用のない預金口座は、払戻し等の預金取引の一部を制限する場合があります。</p> <p>(5) 日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、当組合の求めに応じ適法な在留資格・在留期間を保持している旨を当組合所定の方法により届出るものとします。当該預金者が当組合に届出た在留期間が超過した場合、払戻し等の預金取引の一部を制限することができるものとします。</p>	
<p>15 . (解約等)</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当組合はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず当組合が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。</p> <p>①この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合</p> <p>②この預金の預金者が第 12 条第 1 項に違反した場合</p> <p>③この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合</p> <p>④この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合</p>	<p>15 . (解約等)</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当組合はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず当組合が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。</p> <p>①この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合</p> <p>②この預金の預金者が第 12 条第 1 項に違反した場合</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>③この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合</p>

新旧対照表

納税準備預金規定新旧対照表

新	旧
16 . (保険事故発生時における預金者からの相殺)	<u>15</u> . (保険事故発生時における預金者からの相殺)
17 . (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)	<u>16</u> . (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)
18 . (休眠預金等代替金に関する取扱い)	<u>17</u> . (休眠預金等代替金に関する取扱い)
19 . (規定の変更)	<u>18</u> . (規定の変更)

新旧対照表

定期預金・通知預金・定期積金共通規定新旧対照表

新	旧
<p>2. (反社会的勢力との取引拒絶)</p> <p>この預金口座は、第3条第4項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第3条第4項第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当組合はこの預金口座の開設をお断りするものとします。</p>	<p>2. (反社会的勢力との取引拒絶)</p> <p>この預金口座は、第3条第3項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第3条第3項第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当組合はこの預金口座の開設をお断りするものとします。</p>
<p>3. (預金の解約、書替継続)</p> <p><u>(1) この預金は、当組合がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。</u></p> <p><u>(2) ~ (5) 略</u></p>	<p>3. (預金の解約、書替継続)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(1) ~ (4) 略</u></p>
<p>5. (成年後見の届出)</p> <p>(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。<u>預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。</u></p>	<p>5. (成年後見の届出)</p> <p>(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。</p>

新旧対照表

期日指定定期預金規定新旧対照表

新	旧
<p>3. (利息)</p> <p>(1) ～ (2) 略</p> <p>(3) <u>この預金を定期預金・通知預金・定期積金共通規定第3条1項により満期前に解約する場合および同規定3条4項の規定により解約する場合には、</u>その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨てます。）によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。</p> <p style="text-align: center;">以下略</p>	<p>3. (利息)</p> <p>(1) ～ (2) 略</p> <p>(3) <u>当組合がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合および定期預金・通知預金・定期積金共通規定第3条第3項の規定により解約する場合には、</u>その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨てます。）によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。</p> <p style="text-align: center;">以下略</p>

新旧対照表

自動継続期日指定定期預金規定新旧対照表

新	旧
<p>4. (利息)</p> <p>(1) ～ (4)略</p> <p>(5) <u>この預金を定期預金・通知預金・定期積金共通規定第3条1項により満期前に解約する場合および同規定3条4項の規定により解約する場合には、</u>その利息は、預入日（縦続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨てます。）によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>以下略</p>	<p>4. (利息)</p> <p>(1) ～ (4)略</p> <p>(5) <u>当組合がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合および定期預金・通知預金・定期積金共通規定第3条第3項の規定により解約する場合には、</u>その利息は、預入日（縦続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨てます。）によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>以下略</p>

新旧対照表

自由金利定期型定期預金規定新旧対照表

新	旧
<p>3. (利息)</p> <p>(1) ～ (2) 略</p> <p>(3) <u>この預金を定期預金・通知預金・定期積金共通規定第3条1項により満期前に解約する場合および同規定3条4項の規定により解約する場合には、</u>その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数（以下「預入日数」といいます。）および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>以下略</p>	<p>3. (利息)</p> <p>(1) ～ (2) 略</p> <p>(3) <u>当組合がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合および定期預金・通知預金・定期積金共通規定第3条第3項の規定により解約する場合には、</u>その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数（以下「預入日数」といいます。）および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>以下略</p>

新旧対照表

自動継続自由金利定期型定期預金規定新旧対照表

新	旧
<p>2. (利息)</p> <p>(1) ～ (3) 略</p> <p>(4) <u>この預金を定期預金・通知預金・定期積金共通規定第3条1項により満期前に解約する場合および同規定3条4項の規定により解約する場合には、</u>その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数（以下「預入日数」といいます。）および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>以下略</p>	<p>2. (利息)</p> <p>(1) ～ (3) 略</p> <p>(4) <u>当組合がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合および定期預金・通知預金・定期積金共通規定第3条第3項の規定により解約する場合には、</u>その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数（以下「預入日数」といいます。）および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>以下略</p>

新旧対照表

自由金利型定期預金（M型）規定（単利型）

新	旧
<p>2. (利息)</p> <p>(1) ~ (2) 略</p> <p>(3) <u>この預金を定期預金・通知預金・定期積金共通規定第3条1項により満期前に解約する場合および同規定3条4項の規定により解約する場合には、</u>その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点以下第3位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。</p> <p style="text-align: center;">以下略</p>	<p>2. (利息)</p> <p>(1) ~ (2) 略</p> <p>(3) <u>当組合がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合および定期預金・通知預金・定期積金共通規定第3条第3項の規定により解約する場合には、</u>その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点以下第3位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。</p> <p style="text-align: center;">以下略</p>

新旧対照表

自動継続自由金利型定期預金（M型）規定（単利型）

新	旧
<p>2. (利息)</p> <p>(1) ～ (3) 略</p> <p>(4) <u>この預金を定期預金・通知預金・定期積金 共通規定第3条1項により満期前に解約する場合および同規定3条4項の規定により解約する場合には</u>、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。</p> <p style="text-align: center;">以下略</p>	<p>2. (利息)</p> <p>(1) ～ (3) 略</p> <p>(4) <u>当組合がやむをえないものと認めてこの預金を満期前に解約する場合および定期預金・通知預金・定期積金 共通規定第3条第3項の規定により解約する場合には</u>、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。</p> <p style="text-align: center;">以下略</p>

新旧対照表

自由金利型定期預金（M型）規定（複利型）

新	旧
<p>2. (利息)</p> <p>(1) ~ (2) 略</p> <p>(3) <u>この預金を定期預金・通知預金・定期積金共通規定第3条1項により満期前に解約する場合および同規定3条4項の規定により解約する場合には、</u>その利息は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨てます。）によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>以下略</p>	<p>2. (利息)</p> <p>(1) ~ (2) 略</p> <p>(3) <u>当組合がやむをえないものと認めてこの預金を満期前に解約する場合および定期預金・通知預金・定期積金共通規定第3条第3項の規定により解約する場合には、</u>その利息は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨てます。）によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>以下略</p>

新旧対照表

自動継続自由金利型定期預金（M型）規定（複利型）

新	旧
<p>2. (利息)</p> <p>(1) ~ (2) 略</p> <p>(3) <u>この預金を定期預金・通知預金・定期積金共通規定第3条1項により満期前に解約する場合および同規定3条4項の規定により解約する場合には、</u>その利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨てます。）によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。</p> <p style="text-align: center;">以下略</p>	<p>2. (利息)</p> <p>(1) ~ (2) 略</p> <p>(3) <u>当組合がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合および定期預金・通知預金・定期積金共通規定第3条第3項の規定により解約する場合には、</u>その利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨てます。）によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。</p> <p style="text-align: center;">以下略</p>

新旧対照表

通知預金規定

新	旧
<p>2. (預金の支払時期等)</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>定期預金・通知預金・定期積金共通規定第3条1項により満期前に解約する場合および同規定3条4項の規定により解約する場合を除き、</u>この預金の解約にあたっては、解約する日の2日前までに通知を必要とします。</p> <p>以下略</p>	<p>2. (預金の支払時期等)</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>定期預金・通知預金・定期積金共通規定第3条第3項による場合を除き、</u>この預金の解約にあたっては、解約する日の2日前までに通知を必要とします。</p> <p>以下略</p>

新旧対照表

スーパー積金規定

新	旧
<p>4. (給付補填金等の計算)</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 約定どおり払込みが行われなかったときは、つぎにより利息相当額を計算します。</p> <p>① この積金の契約期間中に証書面記載の掛け金総額に達しないときは、初回払込日から満期日の前日までの期間について、つぎの③によって計算し、この積金の掛金残高とともに支払います。</p> <p>② <u>この預金を定期預金・通知預金・定期積金共通規定第3条1項により満期前に解約する場合および同規定3条4項の規定により解約する場合には、</u>初回払込日から解約日の前日までの期間について、つぎの③によって計算し、この積金の掛金残高とともに支払います</p> <p>以下略</p>	<p>4. (給付補填金等の計算)</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 約定どおり払込みが行われなかったときは、つぎにより利息相当額を計算します。</p> <p>① この積金の契約期間中に証書面記載の掛け金総額に達しないときは、初回払込日から満期日の前日までの期間について、つぎの③によって計算し、この積金の掛金残高とともに支払います。</p> <p>② <u>当組合がやむを得ないと認めて満期日前の解約をするときは、</u>初回払込日から解約日の前日までの期間について、つぎの③によって計算し、この積金の掛金残高とともに支払います</p> <p>以下略</p>

新旧対照表

当座勘定規定（一般）

新	旧
<p>第16条(成年後見人の届出)</p> <p>(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。 <u>預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。</u></p> <p>(2) ～ (5) 略</p>	<p>第16条(成年後見人の届出)</p> <p>(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。</p> <p>(2) ～ (5) 略</p>
<p>第24条(反社会的勢力との取引拒絶)</p> <p>この当座勘定は、第26条第2項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第26条第2項各号の一にでも該当する場合には、当組合はこの当座勘定の開設をお断りするものとします。</p>	<p>第24条(反社会的勢力との取引拒絶)</p> <p>この当座勘定は、第25条第2項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第25条第2項各号の一にでも該当する場合には、当組合はこの当座勘定の開設をお断りするものとします。</p>
<p>第25条(取引の制限等)</p> <p>(1) 当組合は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めています。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。</p> <p>(2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当組合がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。</p> <p>(3) 前2項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等に</p>	<p><u>(新設)</u></p>

新旧対照表

当座勘定規定（一般）

新	旧
<p>もつぎ、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれ合理的に解消されたと当組合が認める場合、当組合は当該取引の制限を解除します。</p> <p>(4) 3年以上利用のない預金口座は、払戻し等の預金取引の一部を制限する場合があります。</p> <p>(5) 日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、当組合の求めに応じ適法な在留資格・在留期間を保持している旨を当組合所定の方法により届出るものとします。当該預金者が当組合に届出た在留期間が超過した場合、払戻し等の預金取引の一部を制限することができるものとします。</p>	
<p>第26条（解約）</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) ①～③ 略</p> <p>④ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合</p> <p>(3) ～ (4) 略</p>	<p>第26条（解約）</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) ①～③ 略</p> <p><u>④（新設）</u></p> <p>(3) ～ (4) 略</p>
<p>第27条(取引終了後の処理)</p> <p>第28条(手形交換所規則による取扱い)</p> <p>第29条(個人信用情報センターへの登録)</p> <p>第30条(規定の変更)</p>	<p>第26条(取引終了後の処理)</p> <p>第27条(手形交換所規則による取扱い)</p> <p>第28条(個人信用情報センターへの登録)</p> <p>第29条(規定の変更)</p>

新旧対照表

振込規定

新	旧
<p>第14条（規定の変更）</p> <p><u>(1) この規定は、金融情勢の変化その他相当の事由がある場合には、変更することがあります。</u></p> <p><u>(2) この規定の内容については、ホームページへの掲示、その他当組合の定める方法により行います。なお、変更日以降は変更後の規定により取扱うものとします。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>